

公立病院改革プランの概要

団 体 名		北海道南幌町					
プ ラ ン の 名 称		町立南幌病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 3月 31日					
対 象 期 間		平成 21年度 ~ 平成 25年度					
病院 の 現 状	病 院 名	国民健康保険町立南幌病院					
	所 在 地	北海道空知郡南幌町元町2丁目2番1号					
	病 床 数	一般26床 療養54床					
	診 療 科 目	内科・外科・小児科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<p>本院は、南幌町唯一の病院であり、保健医療、福祉の地域医療を担っているが、近年の医療環境の変化と交通インフラの整備により、患者数が減少していることなどを踏まえ、本院の今後のあり方などについて検討を進める。</p> <p>公立病院としての必要性について本年度中に判断していく。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<p>繰出基準に基づく繰出を原則とする。 (救急医療、不採算地区、企業債利息並びに元金の三分の二を補てん)</p> <p>一般会計の厳しい財政状況等を踏まえた場合、今後においては財政健全化の中で一般会計負担分が確実に確保される保障はない。また、原則として、今後の病院経営に対する赤字補填はしないものとする。</p>					
経営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	88.2	87.5	86.9	88.1	89.0	
	職員給与費比率	76.8	93.9	90.7	88.7	86.7	
	病床利用率	55.8	52.5	55.0	56.3	57.5	
上記目標数値設定の考え方		<p>少子高齢化により、大幅な患者の増加は望めず、また、本院が内科・外科・小児科の3科で運営していることから、地域医療の確保策としての基本的な診療体制のみでの計上とした。 (経常黒字化の目標年度：-年度)</p>					

				団体名 (病院名)	南幌町 (町立南幌病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
年延入院患者数		16,332	15,330	16,060	16,425	16,790	
年延外来患者数		22,709	23,680	24,272	25,160	26,048	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	会計事務、給食業務、清掃管理の外部委託(導入済み) 院外処方の実施(導入済み)				
		事業規模・形態の見直し	病床数の削減と職員の適性化を検討する。				
		経費削減・抑制対策	病棟看護師の一部嘱託化(導入済み) 看護助手、リハビリ助手、外来看護師の非正規化(導入済み) 医療法の配置基準の制約から人員の削減は難しいが、極力、経費抑制に努めていく。				
		収入増加・確保対策	差押など未収金対策強化 現状の診療科目から大幅な患者の増加は望めない。適正な地域医療の確保に努める。				
		その他					
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	69.2%	18年度	67.0%	19年度	55.8%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	利用率が50%を下回ることになれば、一病棟を廃止し見直す。建物自体の経費効率が悪く、大幅な効率化につながらないことから、仮に診療所化したとしても建て替えの方が経費効率が良いと判断している。					

団体名 (病院名)	南幌町 (町立南幌病院)
--------------	-----------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	近隣では、長沼町、岩見沢市、江別市に公立病院があり、いずれも25km圏内に位置している。		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	北海道では、自治体病院の再編・ネットワーク化を進め、30圏域で現在、協議が進められており、本町は札幌圏に位置づけられている。当院は、比較的小規模な病院であり、医療機関が集中する札幌圏に隣接していることなどを踏まえ、今後担うべき役割を検討する必要があるとされている。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成24年度	<内容> 南幌町は、医療圏としては空知南部だが、交通環境から医療圏を含む生活圏は札幌圏域という特異性を持っている。このため、南幌町は、二つの圏域での議論に参加しており、今後、札幌圏の医療機関との連携の手法などを検討していく。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成21年10月方針決定	<内容> 現状では、平成23年度に資金不足から早期健全化団体となることが想定され、指定管理者又は民間譲渡若しくは診療内容を見直し経営改善で町立のまま運営するか、本年度中に結論を出すこととする。 関係職員で構成する検討会議を設け、第三者機関による経営診断を実施し、判断材料とする。	
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	町内部の総合行政幹事会により内部評価と進行管理を行う。 有識者による「南幌町行政改革審議会」に提出 町議会の活性化特別委員会へ報告 町広報で周知しホームページにより公表		
	点検・評価の時期(毎年 月 頃等)	南幌町行政改革審議会での審議を経て、毎年9月末までに公表		
その他特記事項				

(別紙)

団体名 (病院名)	南幌町 (町立南幌病院)
--------------	-----------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
		区分						
収	1. 医 業 収 益 a	460	396	376	389	398	407	
	(1) 料 金 収 入	410	345	325	338	347	356	
	(2) そ の 他	50	51	51	51	51	51	
	うち他会計負担金	30	30	30	30	30	30	
	2. 医 業 外 収 益	111	104	102	97	97	96	
	(1) 他会計負担金・補助金	109	99	97	92	92	91	
	(2) 国 (県) 補 助 金	0	0	0	0	0	0	
	(3) そ の 他	2	5	5	5	5	5	
	経 常 収 益 (A)	571	500	478	486	495	503	
	入	1. 医 業 費 用 b	555	540	545	548	551	554
(1) 職 員 給 与 費 c		353	353	353	353	353	353	
(2) 材 料 費		43	37	40	41	42	43	
(3) 経 費		122	113	115	117	119	121	
(4) 減 価 償 却 費		37	37	37	37	37	37	
(5) そ の 他		0	0	0	0	0	0	
2. 医 業 外 費 用		29	26	15	11	11	11	
(1) 支 払 利 息		28	25	14	10	10	10	
(2) そ の 他		1	1	1	1	1	1	
経 常 費 用 (B)		584	566	560	559	562	565	
経 常 損 益 (A) - (B) (C)		13	66	82	73	67	62	
特別損益		1. 特 別 利 益 (D)	0	0	0	0	0	0
		2. 特 別 損 失 (E)	0	0	0	0	0	0
		特別損益 (D) - (E) (F)	0	0	0	0	0	0
純 損 益 (C) + (F)	13	66	82	73	67	62		
累 積 欠 損 金 (G)	495	508	576	649	718	778		
不良債務	流 動 資 産 (ア)	257	161	56	56	56	56	
	流 動 負 債 (イ)	31	19	19	109	106	104	
	うち一時借入金	0	0	0	90	87	85	
	翌年度繰越財源(ウ)	190	105	0	0	0	0	
	当年度同意等償で未借入又は未発行の額 (I)	0	0	0	0	0	0	
	差引 不良債務 (オ) {(イ)-(I)} - {(ア)-(ウ)}	36	37	37	53	50	48	
単 年 度 資 金 不 足 額 ()	22	1	0	90	3	2		
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	97.8	88.3	85.4	86.9	88.1	89.0		
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	7.8	9.3	9.8	13.6	12.6	11.8		
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	82.9	73.3	69.0	71.0	72.2	73.5		
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	76.7	89.1	93.9	90.7	88.7	86.7		
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	36	37	37	53	50	48		
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	7.8	9.3	9.8	13.6	12.6	11.8		
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率	7.8	9.3	9.8	13.6	12.6	11.8		
病 床 利 用 率	67.0	55.8	52.5	55.0	56.3	57.5		

()N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」 - 「N - 1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」 - 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	南幌町 (町立南幌病院)
--------------	-----------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収 入	1. 企業債	0	182	107	20	0	0	
	2. 他会計出資金	22	22	47	51	50	50	
	3. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	
	6. 国(県)補助金	1	1	0	0	0	0	
	7. その他	0	0	0	0	0	0	
	収入計(a)	23	205	154	71	50	50	
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)	0	0	0	0	0	0	
	前年度許可債で当年度借入分(c)	0	0	0	0	0	0	
	純計(a) - {(b) + (c)}(A)	23	205	154	71	50	50	
	支 出	1. 建設改良費	6	10	0	0	0	0
		2. 企業債償還金	67	250	181	97	77	76
		3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0
4. その他		0	0	0	0	0	0	
支出計(B)		73	260	181	97	77	76	
差引不足額(B) - (A)(C)	50	55	27	26	27	26		
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	50	55	27	0	0	0	
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0	
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	
	4. その他	0	0	0	0	0	0	
計(D)	50	55	27	0	0	0		
補てん財源不足額(C) - (D)(E)	0	0	0	26	27	26		
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)	0	0	0	0	0	0		
実質財源不足額(E) - (F)	0	0	0	26	27	26		

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(0) 139,059	(0) 128,885	(0) 122,556	(0) 122,739	(0) 122,092	(0) 121,670
資本的収支	(0) 22,262	(0) 22,708	(0) 47,153	(0) 51,220	(0) 50,794	(0) 50,645
合計	(0) 161,321	(0) 151,593	(0) 169,709	(0) 173,959	(0) 172,886	(0) 172,315

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。